

資料

平成21年1月30日
金融庁総務企画局

目次

○2008年10月のG7以降に講じた市場安定化・金融円滑化のための主な措置・・・・・・・・・・ 2

○金融機能強化法の改正について

- ・ 現行の金融機能強化法と今般の見直しの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 金融機能強化法改正の概要
 - 【個別の金融機関への資本参加スキーム（既存スキーム）】・・・・・・・・・・・・ 5
 - 【協同組織金融機関の中央機関への資本参加スキーム（新設スキーム）】・・・・ 6
- ・ 金融機能強化法関係の政令・内閣府令等の改正のポイント・・・・・・・・・・・・ 7

○その他資料

- ・ 金融円滑化「大臣目安箱」について（平成20年10月17日）・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 貸出条件緩和債権の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・ 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置（平成20年11月7日）・・ 15
- ・ 金融担当大臣談話（改正金融機能強化法の成立にあたって）（平成20年12月12日）・・ 18

2008年10月のG7以降に講じた市場安定化・金融円滑化のための主な措置

2008年 10月10日	○ G7が行動計画を発表
10月14日	○ 中川財務・金融担当大臣談話を発表 ・ 自社株買い規制の緩和(府令改正・施行) ・ 取引所による空売り情報開示の拡充
10月15日	・ 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構が保有する株式の市中売却の一時凍結 ・ 中小企業金融の円滑化に関する中川大臣と金融機関代表者との意見交換会
10月16日	・ 金融円滑化「大臣目安箱」を設置
10月24日	・ 金融機能強化法等改正案を国会に提出(12月12日:成立、12月16日:公布、12月17日:施行) ・ 保険業法改正案を国会に提出(12月12日:成立、12月16日:公布・施行)
10月27日	○ 総理より中川大臣・与党政調幹部へ指示 ・ 従業員持株会による株式取得の円滑化(日本証券業協会に要請) ・ 銀行の株式保有制限の弾力的運用(Tier I 自己資本を超えた場合でも、承認により保有を認める) ・ 「空売り規制の強化について」を発表 - 売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止(10月28日:政令改正、 10月29日:府令改正・告示制定、10月30日:施行) - 一定規模以上の空売りポジションの報告・公表(10月28日:政令改正、 10月31日:府令改正・告示制定、11月7日:施行)
10月28日	・ 企業会計基準委員会が、公正価値(時価)の算定方法に関する実務対応報告を公表 - 日本公認会計士協会から各監査法人に周知 - 金融庁は、20事務年度検査基本方針を改定
10月29日	・ 信用保証協会の緊急保証制度開始を受け、中小企業金融円滑化の要請文を发出
10月30日	○ 「生活対策」を決定(新しい経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)
11月7日	・ 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置 - 監督指針及び検査マニュアルを改定 - 中川大臣より検査・監督担当官に対し、当該施策の趣旨の徹底を文書にて指示 - 各金融団体に対し、条件緩和への対応を含め、中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応に関する要請文を发出 ・ 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化(その他有価証券の評価損益の取扱いを一部変更)を発表(11月13日:告示案の公表及びパブリックコメントの募集、12月12日:公布・施行)
11月15日	○ 金融・世界経済に関する首脳会合において首脳宣言を発表
11月18日	○ 中川金融担当大臣談話を発表 ・ 自社株式取得に係るインサイダー取引規制に関するQ&Aを公表(11月25日:Q&Aを追加) ・ 空売りに係る確認手続等の明確化(府令改正案の公表及びパブリックコメントの募集、 12月12日:公布、12月16日:施行) ・ 機関投資家等による適切な貸株運用の確保等に向けた周知
12月3日	・ 中小企業金融の円滑化に関する中川大臣、二階大臣等と金融機関代表者との意見交換会
12月5日	・ 企業会計基準委員会が、金融商品の保有目的の変更に関する実務対応報告を公表
12月12日	○ 金融担当大臣談話「改正金融機能強化法の成立にあたって」を発表 ・ 中小企業金融の円滑化等に資する取組みとしての自己資本比率規制の一部改正(中小企業向け与信の信用保証協会枠の別枠化)を発表(12月26日:公布・施行)
12月17日	・ 年末金融の円滑化に向けた中川大臣等と金融機関代表者との意見交換会 ・ 「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」等を公表
12月19日	○ 「生活防衛のための緊急対策」を決定(経済対策閣僚会議)

金融機能強化法(現行)

今般の見直し

目的:国の資本参加による金融機能の強化
⇒ 地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に国が資本参加

1. 申請:平成20年3月末まで(期限切れ)

⇒ 下記の経営強化計画を提出

- 収益性・効率性等の数値目標、目標を達成するための方策
- 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- 責任ある経営体制の確立

- 【自己資本比率が基準値未満の場合】経営責任及び株主責任の明確化
- 【抜本的な組織再編成を行わない場合】目標未達成の場合の経営責任

申請期限を平成24年3月末まで延長

「中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とする

「従前の経営体制の見直し等
責任ある経営体制の確立」とする

制度上一律には求めない

従前の経営に関する分析結果によっては、
経営責任の明確化が求められる場合がある。

2. 国の資本参加の基準

- 収益性・効率性等の向上が見込まれること
- 地域における金融の円滑化が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

(抜本的な組織再編成を行わない場合、さらに以下の要件を満たす必要)

- リストラ等事業再構築の措置が講じられていること
- 地域で自力資本調達を行うこと

「地域における中小企業に対する金融の円滑化等が見込まれること」とする

制度上一律には求めない

3. 事後チェック

- 半期ごとに経営強化計画の進捗状況を提出
- 当局がフォローアップ(必要に応じ監督上の措置を講じる)

【現行】

【単体としての中央機関への資本参加】

- 信金中金・全信組連・労金連・農林中金・信農連・信漁連・水加連自体の金融機能に着目し、上記1.の経営強化計画を提出の上、上記2.の基準を満たした場合には、申請を行った中央機関に対する国の資本参加が可能

【個別の協同組織金融機関に対する中央機関経由の資本参加】

- 中央機関(信金中金・全信組連・労金連)が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援(優先出資の引受け等)として保有することとなる当該優先出資等の信託受益権等について、個別の協同組織金融機関が経営強化計画を提出の上、上記2.に準ずる基準を満たした場合には、国が当該信託受益権等を買収することが可能

【新設】

協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関(信金中金・全信組連・労金連・農林中金)に対して予め国が資本参加することを可能とする枠組みを新たに設ける

(注)国が参加した資本は、傘下の協同組織金融機関の資本支援に活用できるとともに、中央機関の健全性の強化にも活用できる

財源

- 預金保険機構が借入金、債券発行で調達した資金により資本参加
- 預金保険機構の資金調達に対して政府保証(平成20年度予算:保証枠2兆円)

個別の銀行・協同組織金融機関

協同組織金融機関の中央機関

協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み

1. 申請

⇒ 下記の協同組織金融機能強化方針を提出

- 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
- 資本支援を行う協同組織金融機関に対する経営指導の方針
- 公的資金を有効に活用するための体制
- 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- 協同組織中央金融機関における従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

2. 国の資本参加の基準

- 協同組織金融機能強化方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
- 協同組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

3. 事後チェック

- 半期ごとに協同組織金融機能強化方針の実施状況等について報告・公表（中央機関から支援を受けた協同組織金融機関の名称についても公表）
- 当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置を講じる）

金融機能強化法改正の概要 【個別の金融機関への資本参加スキーム(既存スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

(——— 部分が改正箇所)

- 金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

2. 金融機関による申請

(申請期限：平成24年3月末)

- 国の資本参加を申請する金融機関は下記を記載した経営強化計画を策定・提出
 - ① 収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
 - ② 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
 - ③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

(注) 従来とは異なり、金融機関の経営責任等の明確化（申請時に自己資本比率が基準値未満のケースや資本参加後に経営の数値目標未達成のケース）は制度上一律には求めない。
ただし、従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合もある。

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 収益性・効率性等の向上が見込まれること
 - ② 地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- ・金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告（原則として公表）
- ・当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

金融機関による申請

- 経営改善の目標
 - ・コア業務純益又はコア業務純益ROAが計画の始期より上昇
 - ・業務粗利益経費率が計画の始期より低下
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、中小規模事業者等向け貸出比率の水準を維持・向上させるための方策及び中小規模事業者等向け貸出残高の見込み等を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
 - 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を明確化
- <従来、合併等を伴わない場合に加重されていた「地域での自力資本調達を行う」との要件は制度上求めない>

事後チェック

- 経営改善の状況
 - ・収益性などについて目標未達成の場合の役員退任を一律には求めない（但し、目標を下回った場合等の理由・改善策について報告徴求。必要に応じ業務改善命令の発動を検討）
- 信用供与の円滑化の状況
 - ・中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が計画の始期を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討

金融機能強化法改正の概要 【協同組織金融機関の中央機関への資本参加スキーム(新設スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

- 協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（信金中金・全信組連・労金連・農林中金）に対して予め国が資本参加

2. 中央機関による申請

（申請期限：平成24年3月末）

- 国の資本参加を申請する中央機関は下記を記載した協同組織金融機能強化方針を策定・提出
 - ① 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
 - ② 支援対象となる協同組織金融機関に対する経営指導の方針
 - ③ 公的資金を有効に活用するための体制
 - ④ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
 - ⑤ 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
 - ② 方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- ・中央機関が半期ごとに当局に対し協同組織金融機能強化方針の進捗状況を報告（原則として公表）
- ・当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

中央機関による申請

- 公的資金を有効に活用するための体制
 - ・傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
 - ・資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を記載
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- その他
 - ・農林中央金庫については公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の中央機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
- 資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているか等、審査の着眼点を明確化

事後チェック

- 公的資金の返済の可能性
 - ・収益性などについてチェック。2事業年度連続で収益性の指標が方針の始期を下回り、かつ目標を3割以上下回った場合等には、その理由・改善策について報告徴求。返済原資の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体としての、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針の実施状況についてフォローアップ
 - ・中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が当該資本支援の始期の合算ベースでの水準を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討

金融機能強化法関係の政令・内閣府令等の改正（案）のポイント

I 個別の金融機関への資本参加（既存スキーム）

個別の金融機関の金融機能に着目して、国が資本参加するスキーム

1. 金融機関による申請

国の資本参加を申請する金融機関は、下記の事項を盛り込んだ経営強化計画を策定・提出

(1) 経営改善の目標【府令】

<収益性>

（従 来）「コア業務純益ROA」*₁の上昇程度が業態の上位3割以内
 ⇒（改正案）「コア業務純益」*₂又は「コア業務純益ROA」が計画の始期より上昇

* 1 「コア業務純益ROA（Return on Asset）」＝コア業務純益／総資産

* 2 「コア業務純益」＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

<効率性>

「業務粗利益経費率」*₃が計画の始期より低下（従来と同様）

* 3 「業務粗利益経費率」＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益

<不良債権処理>

（従 来）「不良債権比率」が計画の始期より低下

⇒（改正案）目標から削除

※ 但し、責任ある経営体制の確立に関する事項に、「リスク管理（不良債権の適切な管理を含む）の体制の強化のための方策」を追加

(2) 信用供与の円滑化【府令】

（従 来）「中小規模事業者等向け貸出比率」*₄の見込みを記載（注）

⇒（改正案）「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、以下の事項を記載

①「中小規模事業者等向け貸出比率」の水準を維持・向上させるための方策

②「中小規模事業者等向け貸出残高」の見込み

（注）このほか、「経営改善支援先割合」*₅も記載（従来と同様）

* 4 「中小規模事業者等向け貸出比率」

＝中小企業者又は地元事業者に対する貸出残高／総資産

* 5 「経営改善支援先割合」＝経営改善支援先／取引先

③ 経営責任【府令】

自己資本比率が基準値未満の金融機関は、以下の事項を記載

- ① 従前の経営に関する分析結果の内容
- ② 当該分析結果の内容に基づく経営管理体制の改善を図るための方策（経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理体制の抜本的な改善を図るための方策を盛り込む）

2. 国の資本参加の基準

- 国の資本参加の要件から地域における自力資本調達を削除【政令】
- 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を追加【監督指針】
- 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合は、国の資本参加の基準を満たさないこととするなど、審査の着眼点を明確化【監督指針】

3. 事後チェック

金融機関が半期毎に当局に対し計画の履行状況を報告。当局はこれを公表し、必要に応じて以下の監督上の措置を講じる。

(1) 経営改善の状況【監督指針】

（従 来）計画の終期において目標未達の場合、役員退任

⇒（改正案）計画の終期において収益性が目標を3割以上下回った場合又は効率性が計画の始期を下回った場合は、その理由・改善策について報告徴求。必要に応じ業務改善命令の発動を検討

（注）抜本的な組織再編成を伴う場合の取扱いに合わせて使い勝手を良くするもの

(2) 信用供与の円滑化の状況【監督指針】

（従 来）

- ・ 中小規模事業者等向け貸出比率が計画の始期を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- ・ 2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討

⇒（改正案）

- ・ 中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が計画の始期を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- ・ 2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討

Ⅱ 協同組織金融機関の中央機関への資本参加（新設スキーム）

協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関に予め国が資本参加するスキーム

1. 中央機関による申請

国の資本参加を申請する中央機関は、下記の事項を盛り込んだ協同組織金融機能強化方針を策定・提出

(1) 信用供与の円滑化【府令】

- イ) 業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
- ロ) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、傘下の協同組織金融機関に資本支援を行った場合において、当該機関の中小規模事業者等向け貸出比率又は残高の水準を維持・向上させるための方策を記載

(2) 公的資金を有効に活用するための体制【府令】

中央機関における以下の点を審査するための体制等について記載

- ・傘下の協同組織金融機関への資本支援が、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に資すること
- ・傘下の協同組織金融機関への資本支援に係る資金の回収可能性
- ・資本支援の申込みをした傘下の協同組織金融機関において適切な資産査定が行われていること

(3) 経営責任【府令】

個別の金融機関への資本参加と同様の記載

(4) その他【政令】

- ① 剰余金の処分の方針
- ② 財務内容の健全性等の確保のための方策
- ③ （農林中央金庫については）公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制

2. 国の資本参加の基準

➤ 公的資金の回収可能性のメルクマールとして、以下の要件を規定（個別の金融機関への資本参加と同様）【政令】

- ① 国が取得する優先出資又は貸付債権が譲渡困難でないこと
- ② 中央機関において概ね 15 年以内に返済原資が積み上がること
⇒ 返済可能性を確保するため、中央機関が方針に以下の事項を記載

していること等、審査の着眼点を明確化【監督指針】

- ・収益性、業務効率性向上のための方策
- ・上記方策を実施するために達成すべき経営改善の目標（収益性・業務の効率）

- 中央機関が、資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているかなど、審査の着眼点を明確化【監督指針】
- 自己資本比率が基準値未満の中央機関については、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合は、国の資本参加の基準を満たさないこととするなど、審査の着眼点を明確化（個別の金融機関への資本参加と同様）【監督指針】

3. 事後チェック

中央機関が半期毎に当局に対し方針の記載事項の履行状況を報告。当局はこれを公表し、必要に応じて以下の監督上の措置を講じる。

(1) 公的資金の返済可能性【監督指針】

2事業年度連続で、①収益性が方針の始期を下回り、かつ、目標を3割以上下回った場合、又は②効率性が方針の始期を下回った場合は、その理由・改善策について報告徴求

概ね15年以内の返済原資の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ業務改善命令の発動を検討

(2) 信用供与の円滑化【監督指針】

- ・上記1.(1)イ)の方針を半期ごとにフォローアップ
- ・中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が当該資本支援の始期の合算ベースの水準を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- ・2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討

[サイト内検索の利用方法](#)

平成20年10月17日

金融庁

財務省

金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、中小企業金融円滑化に向けた監視を強化するため、下記のとおり、「貸し渋り・貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報受付窓口（「大臣目安箱」）を開設しました。

- 大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届けられます。
- それと並行して、具体的な情報を金融機関側に開示しても構わない場合は、金融庁又は財務省より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請します。また、いただいた情報は、金融庁又は財務省において情報として活用し、検査・監督に反映させていきます。

記

- 名称 : 金融円滑化「大臣目安箱」
- 開設日 : 平成20年10月16日（木）
- 専用電話番号 : 03-3501-2100（平日9時30分-17時）
（17日朝開通）
- Eメール : 金融庁又は財務省のホームページから大臣目安箱に進み、所定のフォーマットに御記入下さい。
- 郵送先 : （銀行、信用金庫、信用組合等の関係）
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1
金融庁 金融サービス利用者相談室 金融円滑化「大臣目安箱」係 と明記してください。
- （政策金融機関の関係）
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省 大臣官房政策金融課 金融円滑化「大臣目安箱」係 と明記してください。
- 郵送にて情報提供される場合は、こちらをクリックし、留意事項をご覧ください。
- FAX : 宛先:金融円滑化「大臣目安箱」係 と明記してください。
銀行、信用金庫、信用組合等の関係 : 03-3506-6699
政策金融機関の関係 : 03-5251-2200
- FAXにて情報提供される場合は、こちらをクリックし、留意事項をご覧ください。
- 受付内容 : 以下の金融機関の融資に関する情報等

- 銀行、信用金庫、信用組合等
- 政策金融機関

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局政策課

(内線3167・3168)

総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

(内線9541)

財務省 Tel 03-3581-4111(代表)

大臣官房政策金融課

(内線6306)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2009 金融庁 All Rights Reserved.

貸出条件緩和債権の見直しについて

1. 金融機関が柔軟に条件変更（返済期間延長・金利減免等）に応じることは、借り手企業の資金繰り・経営改善、金融機関の信用リスク軽減に資する。
2. 条件変更を行った債権は、原則として「貸出条件緩和債権（不良債権）」に該当し、結果的に不良債権比率や引当率が上昇することとなるため、金融機関が柔軟な条件変更に応じにくいとの事情がある。
3. しかし、他方、監督指針では、その例外として、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」が策定されていれば、条件変更が行われた場合でも「貸出条件緩和債権（不良債権）」としない取扱いとなっている。

この「抜本的な計画」の要件としては、「概ね3年後の当該債務者の債務者区分が正常先となること」が求められているが、中小企業においては、リストラの余地も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかるという特性がある。

※「概ね3年後」については、「債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない」としており、金融庁としても適切な対応を促しているところ。

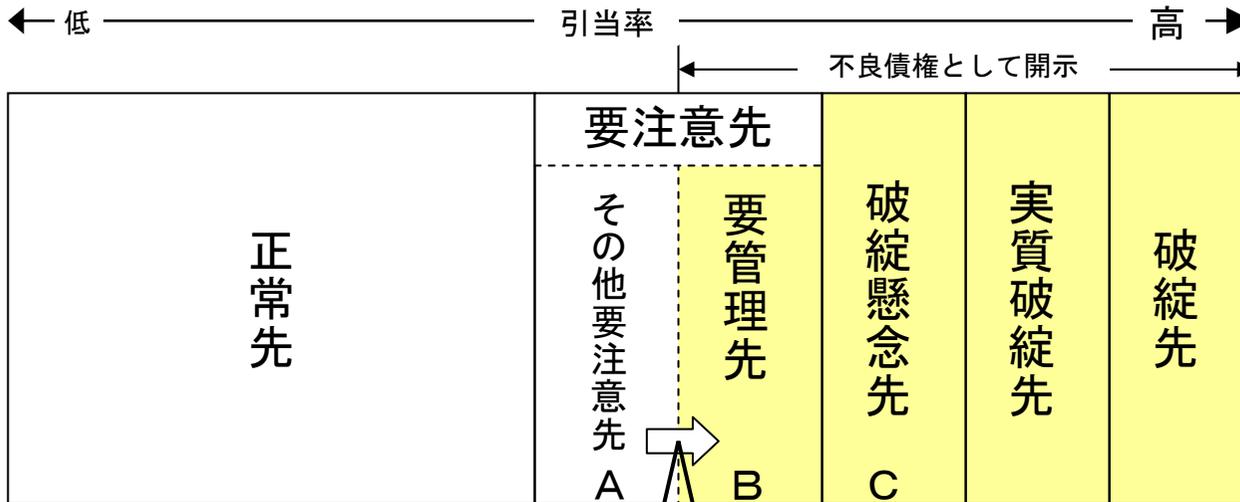
4. このような中小企業の特性を踏まえ、3. の例外的取扱いの要件を以下のとおり見直すこととし、監督指針及びマニュアル別冊について必要な改定を行う。

計画期間が概ね5年以内で、計画終了後正常先となること

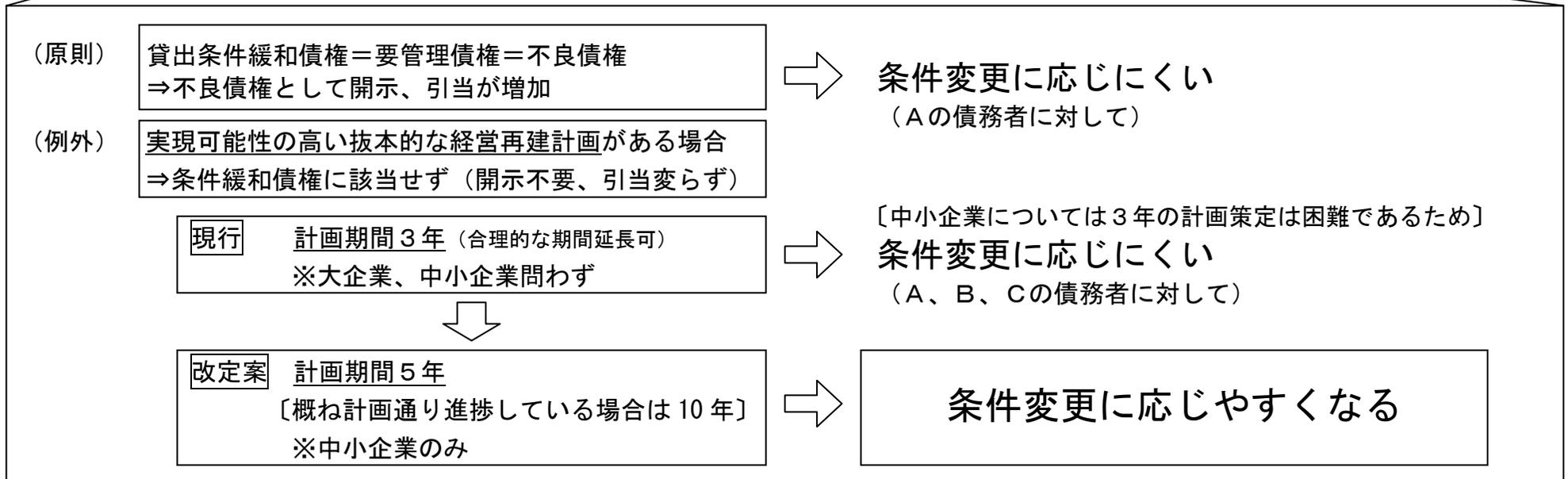
- ・計画期間が5～10年で、概ね計画通り進捗している場合も含む
- ・計画期間終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない

5. これにより、金融機関がより柔軟に条件変更に応じることを通じ、中小企業金融の円滑化に資することが期待される。

～貸出条件緩和債権の見直しについて～



貸出条件緩和
(返済期間延長、金利減免等)





Financial Services Agency

[ホーム](#) > [所管の法令・ガイドライン等](#) > [事務ガイドライン等の一部改正に関する報道発表](#) >

平成20年11月7日

金融庁

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

金融庁では、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として、別紙1の内容に関して、各監督指針を別紙2～4、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を別紙5のとおり改正し、別紙3～5について本日付で各財務(支)局及び沖縄総合事務局へ発出しました。

また、これに併せて、金融担当大臣から検査・監督担当官に対して、今回の改定内容を踏まえた監督指針及び金融検査マニュアル等の適切な運用を徹底するよう、別紙6のとおり文書で指示を行いました。

なお、今回の改正は現下の金融情勢を踏まえて、公益上緊急に行うべきものであることから、意見公募手続は実施していません。

本改正は、平成20年11月7日から適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)

検査局総務課、監督局総務課

(別紙2～4・6について、内線3369、3308)

(別紙5・6について、内線 2517、2595)

- (別紙1) [☞ 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置\(概要\) \(PDF:88K\)](#)
- (別紙2) [☞ 「主要行等向けの総合的な監督指針」一部改正\(新旧対照表\) \(PDF:93K\)](#)
- (別紙3) [☞ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」一部改正\(新旧対照表\) \(PDF:93K\)](#)
- (別紙4) [☞ 「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正\(新旧対照表\) \(PDF:93K\)](#)
- (別紙5) [☞ 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」一部改定\(新旧対照表\) \(PDF:375K\)](#)
- (別紙6) [☞ 「中小企業の特性や経営実態を踏まえた検査・監督の徹底について」\(大臣による指示文書\) \(PDF:100K\)](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2009 金融庁 All Rights Reserved.

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

融資条件（貸出条件）の緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば貸出条件緩和債権には該当しないとの取扱いについて、以下のとおり監督指針及び検査マニュアルを改定。

金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるよう環境を整備する。

(1) 監督指針

○ 現状

抜本的な経営再建計画について「概ね3年後の債務者区分が正常先となること」を要件として記載。

○ 今回の改定では、

- ・ 中小企業は経営改善に時間がかかるとの特質を踏まえ、「概ね3年」について企業の規模に応じた延長が認められる旨記載。
- ・ その具体的な取扱いは金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を参照すべき旨記載。
- ・ その他、経営再建計画のより柔軟な策定を可能とするための所要の改正を実施。

(2) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕

- ・ 今回の改定では、中小企業については、上記の「概ね3年後に正常先」を「概ね5年（5年～10年で計画通りに進捗している場合を含む）後に正常先（計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない）」に緩和。

平成20年11月7日

検査・監督担当官 殿

金融担当大臣 中川 昭一

中小企業の特性や経営実態を踏まえた検査・監督の徹底について

中小企業の経営環境は大変厳しい状況にあり、金融機関においては、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮することが求められている。

こうした中、今般、中小企業向け融資に関し、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いを拡充するため、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改定することとした。

金融庁及び財務（支）局の各検査・監督担当官は、検査・監督の現場において、今回の改定内容を踏まえ、監督指針及び金融検査マニュアル等の適切な運用を徹底されたい。また、中小企業向け融資において、金融機関が条件緩和への対応を含め、借手企業の経営実態や特性を十分踏まえて柔軟に対応することにつながるよう、適切な検査・監督に一層努められたい。



ホーム > 大臣談話・講演等 > 平成20年分 >

平成20年12月12日

金融担当大臣談話 (改正金融機能強化法の成立にあたって)

1. 本日、改正金融機能強化法が国会で成立しました。ここに至るまでの関係各位のご尽力に対し、深く感謝申し上げます。
2. これまで、金融システムの安定性強化に万全を期す観点等から、自己資本比率規制の一部弾力化、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充、緊急保証制度の開始に伴う信用保証協会と金融機関との一層の連携の要請等、様々な措置を講じてきました。
金融庁としては、地域経済及び中小企業の状況がさらに厳しさを増す中、金融機関が適切かつ積極的な資金供給を行い、借り手企業が期待する金融仲介機能を十分果たしていけるよう、あらゆる努力を傾注してまいります。
3. 本日成立した改正金融機能強化法については、来週中には施行すべく、政令・内閣府令等の整備を一气呵成に進めます。また、全国各地で金融機関向けの説明会を開催し、本制度について周知を図るとともに、関係団体等に対し、本制度の活用の検討について積極的に呼びかけを行ってまいります。
また、この機会に、金融機関の自己資本比率規制についても、信用保証協会による保証付融資の取扱いなどにつき、実態に即した見直しを行います。
これらは、金融機関が安心して資金供給できる環境を更に整備するものです。
4. これらの措置も踏まえ、各金融機関におかれては、改めて中小企業向け融資への積極的な取組みに尽力されるよう、強く期待します。
5. 金融庁としては、金融機関及び利用者の皆様のご理解とご協力を得ながら、これらの措置を真に実効あるものとするため、引き続き、全力で取り組んでまいります。

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2009 金融庁 All Rights Reserved.